

## 会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会					
開催日時	令和元年7月18日(木) 14:00 ~ 15:00					
開催場所	葉山町福祉文化会館 1階大会議室					
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	欠席	山口 忠夫		鈴木 正志	○	古谷 久乃
		山ノ上 喜一郎	欠席	堀井 久章		内田 章子
		高津 恵一		伊藤 伊豆男		須田 正二
		笹谷 月慧		成田 慎一		中野 正和
	欠席	荒井 武男	◎	加藤 智史		仲野 美幸
		浅羽 昭子		樽井 彰子		市川 壽一
		菊池 尚	欠席	小松 実		佐藤 弘朗
		大杉 恭子	代理	小泉 伸介	代理	長島 圭太
※傍聴者 0名						
次回開催予定日	令和元年11月15日(金)					
問い合わせ先	所属名、担当者名 葉山町福祉部福祉課 関 口、板 倉 電話番号 046-876-1111 (内線231) メールアドレス kourei-fukusi@hayama.kanagawa.jp					
会議記録	発言記録 ・ 要約		要約した理由			
内 容	<p><b>●開会・委員の委嘱等</b> <b>(事務局長)</b></p> <p>ただいまから、令和元年度 第1回 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。本日はご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第10条に基づき、今年度は、葉山町が事務局となります。私、葉山町福祉部福祉課の鹿島と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>また、申し合わせにより、会長職は1年交代となっております。今年度の正副会長が選出されるまでの間、事務局長として会議の進行をつとめさせていただきます。よろしくお願いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。</p> <p>今年度は人事異動等によりまして5名の委員の方が新たに選任されました。お名前を御紹介いたします。名簿をご覧ください。</p> <p>設置要綱第5条第1項第1号ウの規定により委嘱されました、鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課担当課長 内田委員。同じく三浦市保健福祉部</p>					

高齢介護課長 中野委員。同じく葉山町福祉部長 仲野委員。次に設置要綱第5条第1項第2号カの規定により選出されました、国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官 小泉委員。本日は設置要綱第8条第4項の規定により代理の高橋様にご出席いただいております。次に、第2号キの規定により、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長長島委員。本日は代理の神野様にご出席いただいております。以上の皆様には、先に送付いたしました通知をもって委嘱をさせていただきました。

### ●協議会の成立要件

#### (事務局長)

次に、本日の協議会ですが、定員24名のところ20名のご出席をいただいております。設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席していることで、協議会が成立していることをご報告いたします。

なお、横須賀市民生委員児童委員協議会副会長・山口委員、鎌倉市社会福祉協議会地域福祉係長・堀井委員、葉山町民生委員児童委員協議会会長・荒井委員、神奈川県個人タクシー協会理事長・小松委員からは事前に欠席の旨、ご連絡をいただいております。

### ●委員及び事務局の紹介

#### (事務局長)

それでは次に任期の途中ではありますが、新任の委員様が5名いらっしゃるのと、1年ぶりの会議となりますので、浅羽委員から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員が、順に自己紹介)

#### (事務局長)

ありがとうございました。皆様よろしく願いいたします。

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の順に自己紹介をお願いいたします。

(各事務局が、順に自己紹介)

### ●正副会長の選出

#### (事務局長)

それでは次に、会長の選出に移りたいと思います。

会長の選出につきましては、設置要綱第6条第2項で、委員の互選となっておりますが、申し合わせにより、毎年度、事務局市・町の中から選出することとなっております。葉山町選任委員で協議した結果、加藤委員に会長をお引き受けいただきたい、ということになりましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

**(事務局長)**

ありがとうございます。それでは加藤委員に会長をお願いいたします。加藤委員、会長席にお移りください。

(加藤委員、会長席へ移動)

**(事務局長)**

それでは、設置要綱第6条第3項の規定により、以後の進行を会長をお願いいたします。

**(会 長)**

皆さん、こんにちは。ただいま、選出いただきました葉山町社会福祉協議会事務局長の加藤と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。このたび、このような重職に任じられ、身も引き締まる思いでございます。地域住民の方々の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見を頂戴しながら、私も一生懸命、務めさせていただきたいと存じます。また、議事が円滑に進行するよう、皆さまのご協力、ご支援を頂きながら、進めてまいりたいと思います。それでは、着座にて、会を進めさせていただきます。

**(会 長)**

それでは、次に、副会長につきましては、要綱上、会長の指名する委員となっておりますので、次回事務局当番市である、横須賀市福祉部福祉総務課長の古谷委員をお願いいたします。古谷委員、副会長席にお移りください。

(古谷委員、副会長席へ移動)

**(会 長)**

それでは、古谷副会長から一言ごあいさつをお願いします。

**(副会長)**

古谷でございます。微力ながら円滑な運営に努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**●会議の傍聴及び公開について**

**(会 長)**

本日傍聴の方はお越しになりませんでしたので、傍聴者なしで会議を進めたいと思っております。協議会の議事は、原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクをお願いいたします。

## ●会議の進め方及び今後の予定について

### (会 長)

次に、本日の会議の進め方、及び今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

### (事務局)

それでは、まず、本日配付いたしました資料について、確認させていただきます。

本日、席上に配付しておりますのは、次第、委員名簿、座席図、この座席図につきましては、堀井様が出席という形になっておりますが、本日欠席でございます。実績報告の横須賀市分の表紙を含め3枚目の紙の裏面「社会福祉法人あまね」の追加資料です。

事前に送付いたしました、資料等につきましては、資料1「運営協議会設置要綱」、資料2「運営協議会及び会議記録公開要領」、資料3「運営協議会傍聴要領」、別紙「資料一覧」のとおり協議・報告事項です。

漏れ等がございましたら、お知らせください。

続きまして、本日の会議の進め方及び今後の予定について、ご説明します。本日は、合意を要する協議事項としまして、更新の申請が3件と変更の申請が2件ございます。次に、協議会の合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について横須賀市3件、鎌倉市2件、逗子市3件の報告をさせていただきます。次に、平成30年度の実績報告及び、廃止団体の報告を事務局からさせていただきます。次に、今後の予定ですが、協議会は年3回を考慮しており、今回は11月15日と2月6日或いは7日、午後2時からの開催を予定しております。それ以外の開催は、特別な事情に限り、別途検討することとします。事務局からは以上です。

### (会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(委員了承)

### (会 長)

それでは、本日の会議の進め方及び今年度の会議開催の予定については、ただ今、事務局から説明があったとおり、行ってまいります。

## ●議題(1)申請書の協議について(更新登録申請)

### (会 長)

それでは、「次第5・議題」の申請書の協議について[自家用有償旅客運送更新登録申請]についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

### (事務局)

今回の更新登録の申請は、登録事項に変更の無い3件でございます、これら3件につきましては、設置要綱第9条第2項第2号の規定により、委

員の皆様に、事前に書面表決をお願いしていたものです。

1 件目横須賀市の「特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所」につきましては、委員の方からご指摘をいただき、41 ページの車検証の新しいものを追加で送付させていただいております。その後、全ての委員様から表決書が揃い御承認いただきましたので、協議が整ったことをご報告いたします。

次に、鎌倉市の「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら」について、ご説明します。先ず資料について、資料 17 自動車保険証の 12 枚目は新しいものを追加で送付させていただいております。内容につきましては、委員お一人から「運行管理の体制等（整備管理、事故処理、苦情処理を含む）に配置された者が全員運転者と兼任しているので、次回更新時には一部でも専任者を配置されることを条件として承認します。」と条件を付されて、表決書にて御承認をいただきました。このことについて、鎌倉市の事務局よりご説明をいただきたいと思えます。なお他の委員からは表決書にて御承認いただいております。

**(会 長)**

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくら」の方、また鎌倉市事務局の方は説明席にご着席をお願いします。

(鎌倉市事務局・事業者、説明席へ移動)

**(鎌倉市事務局)**

鎌倉市高齢者いきいき課的場と申します。着席してご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

**(会 長)**

それでは、当該事項について、ご説明願います。

**(鎌倉市事務局)**

福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・かまくらの更新申請の表決書における「運行管理体制等に配置された者が全員運転者と兼任しているので、次回更新時には一部でも専任者を配置されることを条件として承認します。」という委員からの御意見について、団体は、次回更新時には、一部でも専任者を配置する対応を図るということです。整備管理・事故処理・苦情処理の責任者等、どの部分に専任者を配置するかまでは現時点では明言出来ませんが、今回は専任者を配置することとなりますので、宜しくお願い致します。

また、資料 9 の自動車検査証 3 枚目裏面になりますが、横浜 501 て 3935 の持込の普通一般車両の有効期限が平成 31 年 7 月 16 日であり、有効期限を超過してしまうという件につきまして、御指摘頂いておりました。この車両については廃車をすることで更新しない旨、確認しております。

そのため、後日、団体から変更届出書の提出を受け、次回の運営協議会にて、軽微な変更として車両台数の変更の御報告をさせて頂ければと思います。

以上で説明を終わります。

**(会 長)**

ありがとうございました。神奈川運輸支局の高橋さん、制度上のご説明をしていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

**(神奈川運輸支局 高橋代理)**

神奈川運輸支局の高橋です。

今意見があった件に関して、制度上の説明を確認の意味を含めてさせていただきます。ららむ一ぶ・かまくらさんの資料 15 番の運行管理の紙があると思いますので、そちらをまず確認いただきたいと思います。

委員の方がおっしゃっている意見としては、資料 15 の体制図というのがあって、資料 15 の一番下のところで、(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統、次のページ事故処理連絡体制というのがありまして、苦情処理体制ですね。その部分の運行管理の責任者だったり、整備管理の責任者、あとは事故対応の責任者、苦情処理責任者が、それぞれ専任の方を配置したほうがいいという意見だったと思います。

運輸支局として、基準上の説明をさせていただくと、運送の安全や利用者利便を確保するためには、おっしゃるとおり、それぞれ専門の要員を配置することが、理想であり、望ましいですが、基準上の話で言えば、専門の要員を配置することがなく、運転手の方と兼任することが可能とはなっております。一応その部分の確認だけは、法令上の説明として、させていただきます。

なお、この表の中で、例えば、運行管理の責任者の方がいらっしゃると思うのですが、絶対どうかかわらないのですが、この方が運転手を兼務されているということだと思うのですが、もしこの方が運転をする場合は、必ず、大丈夫だと思うのですが、運転管理の責任者の代行者の方が運行管理の仕事を実際に行うようお願いいたします。運輸支局からは以上です。

**(会 長)**

ありがとうございました。ただ今説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

**(会 長)**

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声 多数)

**(会 長)**

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクテ

イブ らら・むーぶ・かまくら」の方ありがとうございました。退席して頂いて結構です。

引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

**(事務局)**

次に、鎌倉市の「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」について、ご説明します。

先ず、資料については、新しいものを追加で送付させていただいております。

こちらの件につきましても、委員一人から「運行管理の体制等（整備管理、事故処理、苦情処理を含む）に配置された者の内1名のみが専任であるとは運転者と兼任である。次回更新時には、複数の専任者を配置されることを条件として承認します。」と条件を付されて、表決書にて御承認をいただきました。このことについて、鎌倉市の事務局よりご説明をいただきたいと思っております。なお他の委員からは表決書にて御承認いただいております。

**(会長)**

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の方は説明席にご着席をお願いします。

(事業者、説明席へ移動)

**(会長)**

それでは、当該事項について、ご説明願います。

**(鎌倉市事務局)**

引き続きご説明させていただきます。

福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山の更新申請の表決書における「運行管理体制等に配置された者の内、1名のみが専任で、あとは運転者と兼任である。次回更新時には、複数の専任者を配置されることを条件として承認します。」という委員からの御意見について、団体は、次回更新時には、先の団体と同じように専任者を配置する対応を図るということです。

同じく整備管理・事故処理・苦情処理の責任者等、どの部分に専任者を配置するかまでは現時点で明言出来ませんが、今回は専任者を配置することとなりますので、宜しくお願い致します。

以上で説明を終わります。

**(会長)**

ありがとうございました。ただ今説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声 多数)

**(会 長)**

それでは、「福祉クラブ生活協同組合 移動サービスワーカーズコレクティブ らら・むーぶ・逗子葉山」の方ありがとうございました。退席して頂いて結構です。鎌倉市の事務局の方は元の席にお戻りください。

**(会 長)**

続きまして、申請書の協議についての2項目目「旅客から収受する対価の変更」について2件の内1件目に移ります。

それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ オリーブ」の方、また横須賀市事務局の方は説明席に、ご着席をお願いします。

(横須賀市事務局・事業者、説明席へ移動)

**(横須賀市事務局・事業者)**

横須賀市事務局でございます。事業所からも自己紹介をさせていただきます。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ オリーブの澁谷です。同じく移動サービスの運行管理責任をやっております高橋と申します。

**(会 長)**

変更登録の申請について事務局からご説明をお願いします。

**(横須賀市事務局)**

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

横須賀市、( 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ・オリーブ ) の「旅客から収受する対価の変更」について、ご説明いたします。

1. 運送の対価

まず、運送の対価につきましては、変更はございません。

2. 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価につきましては、現在、車椅子段階昇降介助、福祉車両設備利用料のストレッチャーを廃止いたします。設定に当たっては、ヘルパーの高齢化に伴う人材不足のため事業縮小によるものです。

以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

**(会 長)**

ありがとうございました。ただ今の横須賀市の事務局の方から「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ オリーブ」の変更登録の申請につきまして、説明がございました。本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

**(会 長)**

それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ オリーブ」の変更登録の申請につきましては、協議が整ったということでよろしいでしょうか。



(「異議なし」の声 多数)

**(会 長)**

はい、ありがとうございます。

それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ オリーブ」の方ありがとうございました。退席して頂いて結構です。横須賀市事務局は元の席にお戻りください。

続きまして、「旅客から収受する対価の変更」についての2件目に移ります。

**(会 長)**

それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」の方、また逗子市事務局の方は説明席に、ご着席をお願いします。

(逗子市事務局・事業者、説明席へ移動)

**(逗子市事務局・事業者)**

逗子市事務局高齢介護課 日高でございます。よろしくお願いいたします。それでは、事業所の方からお名前だけお願いします。

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん 小矢と申します。よろしくお願いいたします。同じく越川と申します。よろしくお願いいたします。

**(会 長)**

変更登録の申請について事務局からご説明をお願いします。

**(逗子市事務局)**

逗子市の変更登録の届け出について、訂正の報告とお詫びをさせていただきます。

2019年(令和元年)5月8日付けにて「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」から、変更届を受理し、今回の協議会の案件としまして、乗降介助料金の変更につきまして、提出させていただきましたが、変更予定日に誤りがあることが判明したため、今回は取り下げとさせていただきます。

料金改定の時期は、今年10月としていましたが、令和2年4月以降になることより、次回・第2回協議会に諮る予定ですので、その節はどうぞご審議の程よろしくお願いいたします。

この度は、お手をかけて申し訳ございません。以上です。

**(会 長)**

ありがとうございました、今回は取り下げということで、第2回の協議会に諮るということでございます。協議なしとなりました。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

**(会 長)**

それでは、「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」の方ありがとうございました。退席して頂いて結構です。それでは逗子市事務局は元の席にお戻りください。

**●報告 1 変更届出書について（軽微変更）**

**(会 長)**

続きまして、「次第6」の「報告（1）変更届出書について[自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等]」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

**(事務局)**

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。事前に委員の皆さまに送付した資料、横須賀市3件、鎌倉市2件、逗子市3件についての、報告となります。

**(会 長)**

それでは、横須賀市、鎌倉市、逗子市の順で、それぞれの事務局は、自席から、報告してください。

**(横須賀市事務局)**

横須賀市の軽微な変更に関する報告をいたします。

「社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会」より軽微変更が提出されています。令和元年5月9日付で 車両台数変更の報告がありました。持ち込み寝台車の台数が1台から1台減車で0台、持ち込みセダン等の台数が22台から6台減車で16台になり合計18台となった旨の変更届の提出がございましたのでここに報告いたします。

引き続き介護保険課 松本より、報告をいたします。

特定非営利活動法人 三浦半島高齢者福祉事業所ですが、令和元年6月6日付け届出において、車両台数で、セダン等車両（軽自動車）が1台減り、合計台数が8台から7台に変更がございました。

次に、特定非営利活動法人 鈴鈴ですが、令和元年6月11日付け届出において、車いす車（軽自動車）が1台増加し、合計車両台数が8台から9台に変更となっております。

以上となります。

**(会 長)**

この3件について、ご質問がありましたら、お願いいたします。

ご質問がないようでしたら、次に鎌倉市の事務局の方をお願いします。

**(鎌倉市事務局)**

鎌倉市の軽微な変更について報告をいたします。

まず、福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブらら・むーぶ・かまくらにつきましては、平成 31 年 4 月 15 日付けの届出により、持込の普通車車両を 12 台から 14 台とし、2 台増車したものでありまして、合計台数は 19 台となっております。

続きまして、福祉クラブ生活協同組合 移動サービス ワーカーズコレクティブらら・むーぶ・逗子葉山につきましては、令和元年 5 月 7 日付けの届出により、平成 31 年 3 月 31 日付けで事務所の位置が変更されまして、逗子市桜山 2-7-17 から逗子市池子 1-6-7 となっております。また、平成 31 年 3 月 31 日付けで持込の普通車車両を 16 台から 9 台とし、7 台減車しておりまして、合計台数は 9 台となっております。

以上となります。

#### (会 長)

この 2 件について、ご質問がありましたら、お願いいたします。  
ご質問がないようでしたら、次に逗子市の事務局の方お願いします。

#### (逗子市事務局)

逗子市の軽微な変更の届け出について、報告をいたします。

「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブくるまやさん」から、3 件の変更届け出をいただいております。

両面で 2 枚印刷されており、1 枚目オモテ面が平成 31 年 2 月 8 日付け、ウラ面が平成 31 年 3 月 1 日付け、2 枚目オモテ面が平成 31 年 3 月 26 日付けの届け出となっております。まず 1 枚目、平成 31 年 2 月 8 日付けの届け出については、セダン型車両を 1 台増車したものであり、平成 31 年 3 月 1 日付けの届け出は、法人の住所及び事務所の位置が逗子市桜山から池子に変更になったものです。続いて 2 枚目、平成 31 年 3 月 26 日の届け出は、車いす車両を 1 台増車、セダン型車両を 1 台減車したものであり、合計台数は 17 台で変更はありません。なお、増車した車両の保険等については、添付書類ですべての要件を満たしていることを確認しております。  
以上です。

#### (会 長)

この 3 件について、ご質問がありましたら、お願いいたします。  
ご質問がないようでしたら、以上で「報告 1」を終了いたします。

### ●報告 2 平成 30 年度実績報告について

#### (会 長)

それでは次に、「次第 6」の「報告 (2) 自家用有償旅客運送輸送実績報告書 (平成 30 年度) について」、事務局から報告をお願いします。

#### (事務局)

「平成 30 年度実績報告書」につきましては、事務局からご報告いたします。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの実績報告は、横須賀市は 12 団体、鎌倉市は 4 団体、逗子市は 1 団体、三浦市は 1 団体、計 18 団体から提出されています。三浦市の 1 団体は未提出となっています。内容につきましては、報告書記載のとおりです。

また、平成 30 年度中、各団体から事故報告はございませんでした。

**(会 長)**

では、三浦市の 1 団体は未提出となっている件につきまして三浦市からご説明願います。

**(三浦市事務局)**

三浦市の 1 団体から実績報告書が未提出となっている件につきましてご説明申し上げます。

「ぷらす介護サービスセンター」につきましては、平成 29 年度第 3 回の運営協議会でみなさまから合意をいただき、平成 30 年 5 月 25 日より自家用有償旅客運送者としての登録証の発行を受けておりますので、今回の運営協議会で平成 30 年度の実績報告を行う必要がありますので、三浦市としましても 5 月の連休明けから「ぷらす介護センター」には電話、訪問等により実績報告書の提出を促してきたのですが、本日に至るまで直接担当者とお話しをすることができませんでした。申し訳ございません。

今後も引き続きアプローチを続け、実績報告書の提出を促しまして、できれば第 2 回の運営協議会の際にみなさまにご報告したいと考えております。

以上でございます。

**(会 長)**

ありがとうございました。ただ今説明がございました本件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

ご質問がないようでしたら、報告 2 を終わらせていただきます。

**●報告 3 廃止届出書について**

**(会 長)**

それでは次に、「次第 6」の「報告（3）自家用有償旅客運送廃止届出書について」、事務局から報告をお願いします。

**(事務局)**

「廃止届出書」につきまして、事務局からご報告いたします。

廃止届出書については横須賀市の「神奈川県高齢者生活協同組合 大津ケアステーション元気」から平成 31 年 3 月 10 日に廃止した旨、平成 31 年 4 月 8 日付で横須賀市に提出されております。

以上です。

**(会 長)**

ただ今の事務局の説明について、何かご質問がございますか。

ご質問がないようですので、以上で「報告3」を終了いたします。

## ●その他について

### (会 長)

次に、「次第7」の「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。

### (事務局)

次回以降の会議の開催についてですが、協議案件が、前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ、全ての委員から書面にて承認が得られた場合には、本運営協議会設置要綱第9条第2項第2号の規程に基づき、会議は開催せず、書面協議にて、協議会に代えることができることとなっております。よって、今年度の次回以降の会議につきまして、新規申請、変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみで行うことがありますので予めご了承くださいませようお願い致します。

### (会 長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

### (山ノ上委員)

横須賀三浦地区の福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱、これに基づきまして、協議会の構成員について載っているわけではございますけれども、私この協議会三年目なんですけども、運輸省の方又は県の方は管理職の方が名前を連ねておりますけれども、顔を見たことないんですよ。一度も、我々は。毎回こういうような状況になっておりますのでここに構成員、5条のですね。「カ」と「キ」がありますけれども、他の職員でもいいんですよ。ですから、実務担当者の職員をここの構成員にされたら、今後どうなんでしょうか。

### (会 長)

はい、ありがとうございます。それについて事務局、ご回答をお願いいたします。

### (事務局)

設置要綱の8条の4にやむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、とありまして、その中で、行政機関を代表して選任された委員については、というのは、この場合は今ご指摘のあった県と運輸支局さんが該当するわけでありまして、その委員につきましては、選出されるその組織のお考えしだいなのかというふうに思っております。今のご意見とかあるのですけれども、要綱上、代理者として同じ権限をもってご参加いただくことが可能となっております。以上です。

**(山ノ上委員)**

いわゆる職員であればいいわけですよ。運輸省も、運輸局もそれから県の職員も。ということであれば、実務担当者として、今現在出席されている方が、いわゆる構成員となってもよろしいのではないのでしょうか。

**(会 長)**

事務局どうですか。

**(事務局長)**

貴重なご意見ありがとうございます。協議会としましては、各行政機関の責任ある立場の方に委員になって頂くことで、あくまでも委員にはなっていない点について、いまご指摘いただいているかと思うのですが、協議会としては一担当者の意見を言うてもらうためにお越し頂くのではなく、組織を代表しているという立場の方ということですので

**(山ノ上委員)**

それは、意見としておかしいわけですよ。そこに書いてあるじゃないですか。職員となっているのだから・・・国土交通省の職員、県の職員となっているわけですから、管理職と書いてないでしょう、責任ある立場の。ですから、もし出ていただかなければ、私、今年で3年目なんですよ。顔を見たことないんですよ。担当官なり、専門官なり、いわゆる県の課長なり。それで議論を固めてしまうということは、非常にこれは問題ありと判断するわけです。出て来られている代表の方は単なる本当の代理ということになってしまう。決定権が何も無い。そうなることは県のほうにね、陸運局なりに申し出ていただいて、そういう場合については、実務担当者を用意していただくというような話を、ちょっとしてもらいたいですよね。

**(会 長)**

はい。

貴重な意見ありがとうございます。

この件につきましては、四市一町の事務局で協議をした上で、委員の皆様にご回答をしていただこうかなあというふうに思っておりますので、そういう形でよろしいのでしょうか。

**(山ノ上委員)**

わかりました。よろしくお願いします。

そのほうがより、はっきりとした意見を述べて頂けると思うんですよ。実務担当者が。我々としてみれば、実務担当者の話が聞きたいわけですよ。役職でもって、ああだこうだと言われても、困ってしまう。皆さんはそれを望んでないと思う。ですから、次回からは、そのへんのところを、県と陸運局に確認とったうえで、そうしてもらいたい。

**(会 長)**

その件につきましては、先ほど申しましたとおり、  
四市一町の事務局で協議した上で諮りたいと思います。今の件につきまして、ほかの委員の皆様、何かありますでしょうか。よろしいですか。  
では今のご質問につきましては、預からせていただくということにさせていただきます。

**●閉会**

**(会 長)**

ほかにご質問がないようでしたら、以上で本日の会議の案件は全て終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。

**(事務局)**

ありがとうございました。次回の協議会の日程について、ご報告いたします。

協議会を開催する場合には、11月15日（金）を予定しております。開催が決まり次第、改めて正式に文書でご連絡いたしますのでご承知おきください。

**(会 長)**

以上をもちまして令和元年度第1回の運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、皆様のご協力をいただき、誠にありがとうございました。